

【個人研究】

多文化主義的視点からみた  
「社会的弱者」論についての一考察

— エスニック・マイノリティ論とポリティカル・コレクトネス論の検討を通して —

三本松 政 之\*

An Analysis of the Unequal Social Treatment of  
Minorities from a Multicultural Perspective

Masayuki Sambommatsu

The aim of this paper is to analyze of the unequal social treatment of minorities from the Multiculturalism perspective. Multiculturalism is derived from ethnic, cultural assimilation. The concept is mainly related to ethnic minorities. It suggests the mechanism to exclude minorities and the perspective of social treatments for them. It has many positive aspects to change the position of the people in weakness. But also it is facing their limitations. We need to realize the strength of fragility to construct the new social principle of the majority and minorities.

はじめに

マイノリティという言葉は今日日常的にも目にする機会が多くなっているが、その多くは少数民族と訳されるエスニック・マイノリティに関するものである。しかし、V. J. カランは、マイノリティとしてのラベルづけが、人種集団のように長い不利な待遇の歴史をもつ人々の集団と同一視することを通して、他の同様な人々にとって論理的にも政治的にも非常に有力な道具となりうることを指摘し

ている。すなわち「集団内部の結束意識と構造を充実させることによって、マイノリティはより高い地位を達成するために、社会的・政治的運動を起こすことが可能になる」というのである。彼はマイノリティに関する諸定義を検討したうえでそれを「差別の経験を共有し、自分達の生活を自ら統制できずにいる人々の集団、そしてもっと大切なことは、同じ社会的範疇のメンバーに情緒的に結びついている人々の集合体」と規定する。<sup>(1)</sup>

鄭暎恵は、マイノリティという言葉は「誰が、誰を指して、何を意図して発するかによって、差別を再生産することもあり、逆に、差

\* さんぼんまつ まさゆき 文教大学人間科学部社会学専修

別を告発することもある言葉」だという。すなわち、「他者を『マイノリティ』と呼ぶ、他者化することによって、呼び手は自らに『マジョリティ』の優位性と普遍性を与えることができるが、その一方で、逆に、自らを『マイノリティ』と呼ぶことで、社会に潜む権力構造／メカニズムを浮き彫りにすることで、差別と闘わんとする場合もある」のである。<sup>(2)</sup>

カランは理論について「われわれの社会的現実のもつ複雑性を単純にする働きをもつもので、ある現象の究明にとり、どの次元や要因が他のものに比べてどれだけ重要か判断したり、解決する際に大きな助けとなる」ものであると述べ、偏見の理論は「マイノリティ集団の存在や行動に対するマジョリティの反応を理解する際に、他に比べ決定的に重要な要因はなにかを明らかに」するものであると規定している。<sup>(3)</sup> 後述するアメリカにおけるアフーマティブ・アクション(AA)は主としてエスニック・マイノリティに関する諸研究において紹介されてきたが、不利益を被っている女性、高齢者、身体障害者に関わるものでもある。ここではエスニック・マイノリティに関わる差別の文脈を追うことを通して「社会的弱者」にたいしてわれわれがもつ視座についての問いなおしを試みたい。

## 1. PC論と多文化主義

多民族社会であるアメリカ合衆国におけるエスニック・マイノリティをめぐる論議は、多文化主義とポリティカル・コレクトネス(PC)論として論じられている。ポリティカル・コレクトネス(Political Correctness)とは、人種や文化的に少数派となる人々を排除、軽視、侮辱する表現形態を避ける行為と定義付けられる。それまで無意識のうちに用いていた言葉の見直しを図るなかで、偏見や誤解を克服することがまず課題とされていた。PC論は多民族国家たるアメリカ社会での社会的平等化に貢献してきた。そしてこのPC論と密接な関連をもった概念に多文化主義

(MC)がある。多文化主義(multiculturalism)とは「ひとつの社会の内部において複数の文化の共存を是とし、文化の共存がもたらすプラス面を積極的に評価しようとする主張ないしは運動」をいい、「共通の社会的空間の内部における複数の文化の共存を問題にする」ものである<sup>(4)</sup>。それは「政治的、社会的、経済的、文化・言語的不平等をなくそうとする、一種の国民統合あるいは社会統合イデオロギーであり、具体的な一群の政策を導きだす指導原理である」<sup>(5)</sup>ともいえる。したがって、多文化主義の問題は「先進諸国に内在するもろもろの文化の問題とも関連をもっている」のであり、「差異と平等をめぐる議論のかなりの部分が、そのままフェミニズムや同性愛の問題」にあてはまり、人種、民族、性差などの属性に関係する文化の問題としては『墮胎』『セクシュアル・ハラスメント』『PC (political correctness)』『安楽死』『死刑』、さらには『動物の権利』などがあげられる。<sup>(6)</sup>

アメリカでの多文化主義は教育の分野において先鋭化した。すなわち「人種、エスニシティ、宗教の多様性を特色とするアメリカの歴史的発達をどのように教え、アメリカ市民としての意識を身につけさせるかという問題は、アメリカの公立学校の教育における一貫した課題」だったが、1960年代以来エスニック集団の主張が強まるなかで学校教育における歴史教育もエスニック集団にたいする偏見の是正をせまられ文化多元論的な視点からの歴史が教えられるようになったのである。<sup>(7)</sup>

関根政美は多文化主義のねらいを、

1. 移住者、先住民、周辺マイノリティの文化・言語を尊重し、彼らの自尊心を高めてホスト社会への適応力、意欲を引きだすこと(伝統文化・言語維持への公的補助)
2. エスニック・マイノリティに対して、ホスト社会と主流社会の文化・言語の教育機会を拡大し、彼らの社会参加と機会の平等を達成すること(機会の平等と公用言語学習を奨励し、マイノリティの潜在能力を発揮させる)

3. エスニック・マイノリティ集団と主流社会の人々のあいだだけではなく、エスニック・マイノリティ集団間の相互交流を積極的に進めること（エスニック・ゲッターやスラムの発生防止）
4. 不利な立場におかれやすいエスニック・マイノリティに対する各種援助、優遇措置の実施（結果の平等を求める積極的差別是正措置の実施）
5. 主流社会の人々の異文化・異言語に対する寛容性を高めたり、優遇措置、援助に対する理解を深めると同時に、偏見、ステレオタイプ、差別意識などを打破すること（機会平等を妨げる人種的、文化的障害の克服）
6. 移住者の文化、言語、母国に対する知識を利用して、彼らの母国との貿易・投資関係の促進を求めること（多文化主義の経済的効用）

の6点に整理し、このような多文化政策について注意すべきことは、それが「たんにエスニック・マイノリティのみに対する社会政策ではない」ということだと指摘する。すなわち、それは「傍系的な一部の人々のための政策ではなく、主流の人々を含んだすべての人々に対する政策」であるという点である。そして「社会的には多文化主義が採用されていても、主流社会との相互作用がなければ、個々のエスニック・コミュニティは致し方なく閉鎖性を維持して排他主義を採用し、結果的には、分離的・分裂的な傾向が促進されてしまう」のである。<sup>(8)</sup>

鄭は、多文化主義とは『「マジョリティ」以外の人々にアイデンティティを持つことを強要すると同時に、『公認する』という方法で反差別の闘いを去勢させる装置なのである』とし、『「公認する」ことにより、いったい誰が支配者であるのかを、改めて人々に再確認させる』ことを指摘する。<sup>(9)</sup>

さて、このような多文化主義と密接な関係をもつPCにも、差別表現改革運動としての側面に加えて、文化・改革運動、権力闘争、

社会統合への問いかけとしての側面がある。いうまでもなく言葉は、人間の思考を規定するとともに社会のあり方を規定するものだからである。

多文化主義から派生したPC運動の浸透は「マイノリティ、女性、障害をもった人々、同性愛者などに対する『差別的』とされる言葉の使用がひかえられたのにとどまらず、米國を構成する多様な人種・民族文化の尊重とその尊厳を基礎にしたアイデンティティ形成、さらには人種・民族集団の結束によるコミュニティの発展という図式が、歴史的に虐げられてきた集団の『エンパワーメント』というかけ声とともに」広がりを持ったのである。<sup>(10)</sup>

PC運動への批判もみられるが、西欧の「西欧・白人・男性・キリスト教」を優位とする伝統的価値観や文化体系の見直しは、少数民族、女性、老人、障害者など社会の周縁に置かれてきたマイノリティに光を当て、「PCの考え方がアメリカ社会に広く受け入れられ、デモクラシーの成熟化という点で一定の成果を上げている以上、やはり、その正当性は容認されるべき」とする見方もある。<sup>(11)</sup>

ところで、多元主義の考え方は「リベラル多元主義」と「コーポレイト多元主義」という2つの概念に整理される。そこでは「公的空間」と「私的空間」という区分が前提されるが、リベラル多元主義は、個人を単位とし機会の均等を保障する。公的空間では当該社会の価値基準なり言語なりを維持するが、「私的空間」での各人種・民族集団の文化や言語の維持を認めるというものである。コーポレイト多元主義は、「人種・民族集団に対して法的実体性を付与し、当該社会の構成原理として多文化・多言語を保障する」もので、「私的空間のみならず公的空間においても、複数の文化や言語の公的使用を保障する」ものである。したがって、公的空間／私的空間の区別はここでは意味をなさない。「積極的差別是正措置」はその具体例であるとされる。<sup>(12)</sup> コーポレイト多元主義は、「結果の平

等](equality of results) を求める。「差別を禁止したうえで被差別者は競争上不利であることを認め、マイノリティの社会参加のために積極的に財政的、法的援助を認める」のである。<sup>13)</sup>

## 2. マイノリティとアファーマティブ・アクション

教育や雇用の機会において歴史的に差別を受けてきた少数派への差別を、機会の平等の保障を通して是正しようとする政治的社会的対応としては、アファーマティブ・アクション (affirmative action)、「積極的差別是正措置」が知られている。

アファーマティブ・アクション (AA) の論理は、属性の範疇によって判断されることのない個人間の平等を実現するためには「機会の平等」原理の一時的な逸脱も止むを得ないというものである。アメリカ合衆国では、1965年、ジョンソン大統領のもとでAAが施行された。

しかし、近年ではAAは「逆差別」であるとしその廃止が論じられている。高度成長期においては公民権運動や女性、先住民などのマイノリティによる運動を通しての要求に応えることは比較的容易であり、また多文化主義の追求も同様に可能であった。しかし、80年代以降欧米諸国の不況の深刻化により公的財源も限られてくると、多文化主義の要求に応えることは困難となってきたのである。

ところで、そのAAへの反対者があげる理由には(1)自由競争理念への抵触する可能性、「機会平等」への制約、「業績主義」・「能力主義」という価値観との矛盾、(2)「色知」(color-conscious)による人種・エスニック集団の法的実体化、個人ではなく集団を基本的単位としていること、(3)少数民族の定義の困難、(4)「逆差別」観に基づく差別意識を広げるという逆機能の問題、(5)論理上家庭環境や文化の平均化を結果すること、(6)優遇策適用者におよぼす心理的影響(自らの力への疑問という意識)などがある。<sup>14)</sup>

しかし、辻内鏡人が指摘するように多文化主義として提起されている論点は「差異にもとづいた平等原理」であり、「少なくとも、差異と平等は背反する関係にはない」ことは確認しておく必要があるだろう。平等とは「ある特定のことがら—たとえば、人種や性、階級、国籍、出生地、資産、納税額、資格などのいずれか—の同一性を条件に、付与されるものであって、その他のことがらについては同一である必要性はない」のである。<sup>15)</sup>

むしろ、われわれが注意しなければならないのは、PCにせよAAにせよ力関係の転換が行き過ぎると反発をよぶという事態である。そこでまず、機会平等思想の限界性について検討したい。

## 3. 機会平等思想の限界性

金子郁容は「『強いもの』が『弱いもの』を保護するという構造を維持できないとなると、しばしば、その代替案として出されるのが、自由競争の原理である」ことを指摘すると同時に、それが福祉の問題に適用されたときの限界について述べている。それは、競争原理が「すべての情報を価格という単一の指標に集約して評価を行うこと」を基本とすることから、福祉のような多様性への対応、個別性が問われる問題に関しての限界性があること、競争原理が基本的には「強いもの」の競争であり既存の価値観、既存の枠組みを変更するような新しい価値の発見が例外的であることの2点である。<sup>16)</sup>

機会平等思想が「自由競争原理に基づく社会において参加する機会を公平、平等に保障するものであり、競争の結果生じる不平等の改善については直接的に効果を発揮するものではない」のに対し、「このような不平等に積極的に介入し、徹底的な所得再分配政策、階級格差の縮小政策の推進や、公的責任による社会保障、社会福祉制度、サービスの充実などによってすべての国民の実質的平等を目指す理念」がノーマライゼーション思想であるとされる。すなわち、ノーマライゼーシ

ン思想は「生まれながらの能力の違いによる人間の序列化、不平等の発生という事態をも差別として捉え、そのような状況の改善を目標」とする。<sup>97</sup>

北野誠一は、「障害者の自立生活と他のマイノリティーの現状や外国人労働者問題は無関係ではなく、深くつながる問題」だとし、「混乱やカオス（混沌）を引き起こさず、もう一方の原理をひき入れることができる社会が《ノーマライゼーション社会》なのである」という。この対極に位置する「反ノーマライゼーション傾向をもつ社会」とは、北野によれば「経済効率原理と競争原理をチェックしたり、バランスをとる他のシステム原理を欠いている」社会であるとされる。そして一方で「ある種一枚岩のシステムは経済効率性や作業能率性が高く、逆に多元多様な社会は、非効率であるのみならず、各種の差別や軋轢が存在している」事実の存在、他方でいかなる国であろうとも人種、民族、性別、年齢、宗教、出自、障害に基づく多元多様性をもった人びとが存在しているという現実がある以上、＜反ノーマライゼーション社会＞には①彼らを締め出すか、②彼らを無理矢理に同化させようとするか、あるいは③彼らを抑圧するか、しか道は残されていないとする。<sup>98</sup>

このことは障害者の機会平等理念が「すべての障害者の人権保障という面で一定の限界をもっている」ことにみとれる。つまり、「機会平等に反する差別の禁止対象を一定の社会参加能力を有する『適格障害者』＝『有資格障害者』に限定していること」と「『結果の平等』を保障しえないこと」、また「『異化としてのノーマライゼーション』を追求し得るだけの展望をもち得ないこと」の3点である。しかし、定藤は同時にこのような見解のもつ一面性を指摘する。「機会平等法制が『不合理な差別』を禁止することによって結果として『能力による差別』を肯定し、知的障害者や最重度の障害者を切り捨てることになる」という批判も一面的であることを同時に指摘しておかなければならないとし、便宜

の供与・適切な配慮の範囲の拡大や技術の進歩、『能力』に対する社会通念の変化などが「有資格障害者」の範囲を拡大し、障害の種別をこえて障害者の社会参加機会も拡大され得ること、機会平等法制によって障害者の多様な能力を評価するということと、産業社会にとって有能な「能力」による序列化、「能力主義」とは明確に区別されねばならないことを指摘し、機会平等理念は一定の限界をもちつつも寄与し得るとする。また、「結果の平等」を保障しえないという第2の問題点については「機会平等は『能力主義』を助長するものではないが、自由競争原理にもとづく社会において参加する機会を公平・平等に保障するものであり、競争の結果生じる不平等の是正については直接的に効果を発揮しうるものではない」とする。最後に、「異化としてのノーマライゼーション」への展望については、機会平等法制は「既存の教育や雇用システムの枠内で性別や門地、障害などによる不合理な差別を禁止してすべての国民の機会の均等化に貢献しえても、既存の教育や雇用システムに内在する反人権的な諸現象を改善し、場合によっては既存のシステム自体を改革することを直接の目標としうるような戦略論をもちえない」が、教育機会の平等化の促進によって、このような反人権的教育現象の改革のエネルギー源が蓄積されるという側面を看過できないとしている。<sup>99</sup>

#### 4. 「社会的弱者」と複合差別論

関根政美は、社会全体の不平等構造改善には「階級・階層格差、男女差別、年齢差別、地域格差などの他の差別との総合的な闘いのもとでなくては解決がつかない」とし、経済、社会、政治的マイノリティ全体に対する総合的なA Aや補償措置の必要性を指摘する。<sup>100</sup>

鄭暎恵は反差別の闘いが「文化と文化のあいだのパワーポリティクス — 中心性と正統性とをめぐる政治 —」であり、「文化間の弱肉強食 — 同化と排除 — は、ある人々を『弱者』として、『少数者』として、周縁化・

他者化」するというメカニズムを見いだす。すなわち、「格差（ハンディ）が格差を生み、差別は核分裂のように『自己増殖』」するのである。反差別の闘いは「この循環を止めるために、『逆噴射』としてのアフターマティブ・アクション、機会均等をはかる『インパクト』装置としてのマルチカルチャリズム（多文化主義）を開発した」のである。<sup>20</sup>

エスニック・マイノリティの問題においては、文化と階級との密接な関連性が指摘され「文化の問題は、業績主義社会のなかでは、同時に階級の問題として顕現しやすいのである」とされる。アメリカでは黒人問題は、現代社会が、業績主義、能力主義の社会であるにも関わらず、黒人の被ってきた歴史的差別や家庭環境の欠如のために、黒人の進学や就職が必ずしもはかばかしくないというハンディキャップをもっていたという点で「何よりも『階級』の問題であり『アンダークラス』（underclass）の問題」でもあり、文化の問題と階級の問題を別々に議論することは難しいとされる。<sup>21</sup>

だが、より重要なことは鄭が指摘するように「平等を構築する際の基盤となる、人種・性別・障害者―健全者という概念こそが、実は差別の中で『創造』されたものに他ならない」ということである。<sup>22</sup>

これは権利の源泉と根拠を犠牲におくという「犠牲の政治学」にかかわる問題といえる。犠牲の政治学とは「政治的必要性から、自己を『犠牲者』として同定したり、あるいはまた『犠牲者』という立場を前提とすること」で、「抑圧されてきたことからの解放を求めて、自己の肯定を求めたはずであったのが、逆に否定的自己像を克服しないばかりか、その否定的イメージを再現し、自己肯定の論理を自己否定することを意味することになるのである」<sup>23</sup>

カランは「マイノリティのみを取りだしてみても、その本質は理解できない。」とし、「社会全体という大きな環境のなかで〔マジョリティとマイノリティの〕双方の集団がどの

ように関連しあっているか、階級や地位、権力の配分はどのようになっているかを理解することが必要になってくる」（〇内引用者）という<sup>24</sup>。すなわち、マイノリティ集団が社会の現実や彼らに開かれている選択肢をどのように認識するかは、支配者集団との関係によってことなり、マイノリティのもつ規範と規則は自らつくり上げたものではなく、彼らに押しつけられたものであること、逆に「マジョリティへの従属によって、マイノリティは自己の文化、歴史および自己アイデンティティを劣ったものとして特徴づけてしまっている」ことをみのがしてはならない。<sup>25</sup>

梶田は「問題発見的な類型化の試み」としながらも業績主義競争上の有利・不利を生むメカニズムに注目し「先天性」「一面性・偏頗性」「蓋然性」などの分類を示し、「具体的な問題をみた場合、それは、事実上、上記のいくつかの類型にまたがっているものが多い」としている。<sup>26</sup>

上野千鶴子は、個人が生きる多元的現実を「非対称的な権力関係で成り立っている」とし、「行為者がそのつど場面々々で従うパフォーマンス規則にはあらかじめ権力関係が埋め込まれており、『対等な』役割関係とは夢にすぎない」とみる。このような認識のもとに上野は「複合差別」の概念を提起する。それはたんに複数の差別が蓄積的に重なった状態をさすものではなく「複数の差別が、それを成り立たせる複数の文脈のなかでねじれたり、葛藤したり、ひとつの差別が他の差別を強化したり、補償したり、という複雑な関係」にあるものを意味し、『「さまざまな差別」どうしのからみあいをとくほぐし、そのあいだの不幸な関係を解消するための概念装置」となる。<sup>27</sup>

複合差別の視点として社会的な存在としての個人が多様な文脈のもとで生きているのであることを確認するならば、「ひとつの文脈で差別を受けている弱者が、べつな文脈のなかでは強者であること」の可能性や、差別を受けている人々が「社会的な弱者として、し

ばしば複数の差別を同時に経験」し、葛藤を起こしている場合のあることが容易に想起される。さらに、差別はその複雑性によって、(1)差別の次元が単一であるものをさす「単層差別」、(2)多元差別との呼びかえが可能で、複数の次元の差別が重層化し、蓄積している状態である「重層差別」、(3)差別相互の関係にねじれや逆転がある「複合差別」に分け、さらに論理的に考えられる複数の差別の関係として(1)優位集団majorityと社会的弱者集団minorityとの関係(いわゆる差別)、(2)社会的弱者集団間(相互差別)、(3)社会的弱者集団内の関係(重層差別・複合差別)、(4)社会的弱者集団に属する個人のアイデンティティ複合内部の関係(葛藤)に分ける。複合差別のなかで当事者が経験するのは「自己評価をめぐる優位と劣位とがせめぎ合い、逆転しあう、自己を場とした権力ゲーム」である。<sup>69</sup>

### まとめにかえて

松岡正剛は「一般の社会生活では、『弱さ』は柔らかな感覚的なイメージだけではとらえられてはない。『弱さ』はつねに『弱弱しい存在』が発するものとみなされ、たいていは『弱者』の規定をうけてしまう」とし、そのことが強靱な社会的烙印として機能することを指摘している。「ありもしない健全性や正常性という平均値が想定されていることが多く、社会の枠組をささえるための常識や良識が斧をふるっている。それゆえにその平均的な正常性からすこしでも変位したり、ずれた者には、ときに悪意をもって弱者の規定がくだされる。そこにはジュリア・クリステヴァが『恐怖の権力』1980で話題にした『オブジェクション』が(棄却行為・負の作用)が関与する。こうして弱さや弱者はもっぱら排除の対象とされる歴史を背負ってきた。弱さは異質性や異常性として理解され、ケガレやキョメの対象にされる」<sup>80</sup>

このような例を赤塚憲雄の論考にみることにする。赤塚は1979年の養護学校の義務化にふれ「あきらかな差異をかかえた子供」との

分離が、公然と行われるようになったことを指摘したのち、「秘め隠されてきた排除の構造が、市民社会の表層へ浮上してきていることを象徴するような事件」であるとし、「養護学校の義務化というできごとは原因であると同時に、結果である。均質化をもとめる効率至上主義的な、市民社会を生きるわたしたち自身のある要請と選択の結晶であったといってもよい」と述べている。そして、「差異の喪失状況」において「たえざる差異の逆転・置換という移ろいやすい状況を負わされた子供たちは、あらゆる役割関係を固定的に維持することができず、いわばたがいに分身として振る舞わざるをえない」なかで「いじめ」の問題が生じていると、そのメカニズムを示している。差異は秩序の安定条件であるから、差異化のメカニズムの崩壊は、秩序の危機となる。そこでは「対他的同一化また模倣」が一挙に噴出し、同質化する。このような差異の喪失状況から、差異のヒエラルキー再編をはかるためのスケープゴート儀礼としていじめは生じるのであるとする。<sup>81</sup>

上野はこのような状況からの「解放の戦略」として4つのポイントを提示する。(1)支配集団にたいして報復や逆転の発想をとらないこと、(2)「キャッチアップ(成り上がり)」戦略を取らないこと、(3)いったん本質主義的な「区別」と見えたものを、それが埋め込まれた権力構造のなかで徹底的に「差別」として洗い出し、文脈を政治化すること、(4)さまざまな多元的現実を生きる個人が経験するさまざまな差別という「生きられた経験」を当事者の言語によって定義し構成すること、である。<sup>82</sup>

また、鄭も『『マイノリティ』-『マジョリティ』の二項対立の中で、アイデンティティを打ち立てないこと。『マジョリティ』に向かって語る時は、必ず、『マイノリティ』どうしの間にもある差異についても語り、『マジョリティ』によるステレオタイプ化を許さないこと。だが、まず何よりも肝心なことは、『マジョリティ』に向かって、『マイノリティ』

として語らないこと、これにつぎ」とその戦略を示している。なぜ「語らないこと」が解放の戦略となるのか。それは「アリバイとして機能する許可証的『マイノリティ』を立てることで、同時に起こる、責任主体の逆転／転嫁という問題を、それによって避けることになるからである。「マイノリティを主体たらしめ、〈拒否されること〉がマジョリティをいやがおうでも主体的立場に立たせる」のである。「『マジョリティ』が『マイノリティ』を〈支援〉する」と言った途端、その責任は巧みに『マイノリティ』側に転嫁され、『やってあげる』『やってもらう』という上下関係が生じて、再び『マジョリティ』側が優位に立つ」ことになるのである。<sup>63</sup>

このような関係はおそらく第三の原理を必要とする。ここでは金子郁容の示唆を上げておく。金子は「自発的なつながり」の生起のしかたとして「『強いもの』が『弱いもの』を助けるということではなく、また、『強いもの』がその強さを行使して問題を解決するということでもなく、ある種の『弱さ』が介在することによって、通常の価値観からするとマイナスが集まっているときに、それがプラスに転ずる力が働く」ことを指摘している。<sup>64</sup>

- (1) ヴィクター・J・カラン、関根政美・関根薫 訳『オーストラリア社会問題入門』、慶應通信、1994年、6頁
- (2) 鄭暎恵 「アイデンティティを超えて」、井上俊他編『差別と共生の社会学』岩波書店、1996年、21頁
- (3) カラン、前掲、29頁
- (4) 梶田孝道『『多文化主義』をめぐる論争点一概念の明確化のために』、初瀬龍平編著『エスニシティと多文化主義』、同文館、1996年、67頁
- (5) 関根政美「国民国家と多文化主義」、初瀬編著、前掲、42頁
- (6) 梶田、前掲、91頁
- (7) 本間長世「アメリカ人のコミュニティ観」、本間編『アメリカ社会とコミュニティ』、日本国際問題研究所、1993年、26頁
- (8) 関根、前掲、42頁～45頁
- (9) 鄭、前掲、25頁
- (10) 今田克司「米国における文化多元主義」、初瀬編著、前掲、171頁～172頁
- (11) 「ポリティカル・コレクトネス（PC）の現状 言葉を通じ、差別・偏見打破へ」、毎日新聞、夕刊、94年7月26日
- (12) 梶田孝道『国際社会学のバースペクティブ』、東京大学出版会、1996年、247頁
- (13) 関根、前掲、47頁
- (14) 梶田孝道「差別からの解放」、福祉士養成講座編集委員会編集『改定 社会福祉養成講座12 社会学』、中央法規出版、1992年、248頁～251頁、今田、前掲、163頁～168頁
- (15) 辻内鏡人「脱『人種』言説のアポリア」、『思想』No.854、1995年8月、71頁
- (16) 金子郁容『『弱さの強さ』の可能性』、『世界』第593号、1994年4月、227頁
- (17) 定藤丈弘「障害者福祉の基本的思想」、定藤他編『現代の障害者福祉』、有斐閣、1996年、21頁～22頁
- (18) 北野誠一「自立生活をささえる地域サポートシステム」、定藤丈弘他編『自立生活の思想と展望』、ミネルヴァ書房、1993年、251頁～254頁
- (19) 定藤丈弘「障害者の機会平等保障の課題」、定藤他編『自立生活の思想と展望』、284頁～286頁
- (20) 関根、前掲、61頁
- (21) 鄭、前掲、5頁
- (22) 梶田孝道、前掲『『多文化主義』をめぐる論争点』、75頁～76頁
- (23) 鄭、前掲、6頁
- (24) 辻内、前掲、72頁
- (25) カラン、前掲、7頁
- (26) 同上、28頁
- (27) 梶田孝道、前掲「差別からの解放」、240頁～242頁
- (28) 上野千鶴子「複合差別論」、前掲『差別と共生の社会学』、220頁、203頁～204頁
- (29) 同上、203頁、219頁～221頁
- (30) 松岡正剛『フラジャイル』、筑摩書房、1995年、10頁
- (31) 赤塚憲雄『排除の現象学』、ちくま学芸文庫、1995年、54頁～79頁
- (32) 上野、前掲、228頁～230頁
- (33) 鄭、前掲、26頁～27頁
- (34) 金子、前掲、232頁